

## 第 21 回 参議院議員通常選挙

「この選挙 生かす主役は わたしたち」

第 21 回参議院議員通常選挙啓発統一標語(三重県)



菟野町選挙管理委員会  
菟野町明るい選挙推進協議会

第 21 回参議院議員通常選挙について、お知らせします。

### 1 日 程

|       |  |
|-------|--|
| 公 示 日 | 平成 19 年 7 月 12 日(木)                      |
| 投 票 日 | 平成 19 年 7 月 29 日(日)<br>午前 7 時から 午後 8 時まで |

## 2 投票できる方

今回の参議院議員通常選挙において投票できる方は、次の年齢要件・住所要件のどちらにも該当する方です。

|      |   |
|------|---|
| 年齢要件 | 昭和 62 年 7 月 30 日以前に出生                                 |
| 住所要件 | 平成 19 年 4 月 11 日以前に菰野町に転入届を行い、引き続き菰野町の住民基本台帳に記録されている。 |

### 菰野町から転出された方

菰野町の選挙人名簿に登録されている方で、転出先の住所地で選挙人名簿に登録されていない方は、菰野町での投票となります(転出先の住所地の選挙人名簿に登録されるのは、平成 19 年 4 月 11 日以前に転入届を行い、引き続き転出先の住民基本台帳に記録されている場合です。)。次のいずれかの方法により投票できます。

- ・ 投票日当日に、菰野町の従前の住所地の投票所での投票
- ・ 菰野町の期日前投票所での期日前投票
- ・ 転出先の住所地の不在者投票所での不在者投票(事前に、菰野町選挙管理委員会へ郵送による投票用紙等の請求をしていただく必要があります。日数がかかりますので、請求はお早めにしてください。詳しくは菰野町選挙管理委員会にお問い合わせください。)

### 菰野町に転入された方

平成 19 年 4 月 12 日以降に菰野町に転入された方は、菰野町での投票はできません(転入前の住所地で選挙人名簿に登録されている方は、転入前の住所地の市区町村で投票できます。詳しくは転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。)

### 3 7月29日、投票日当日の投票所

| 投票区        | 投票所(所在地)   | 区 域   |
|------------|--|---|
| 第 1<br>投票区 | <b>菰野町 B &amp; G 海洋センター</b><br>(菰野町大字菰野 4775 番地 1) | 大字菰野の一部(湯の山、神明)、大羽根園、大字千草の一部(江野)  |
| 第 2<br>投票区 | <b>菰野地区コミュニティセンター</b><br>(菰野町大字菰野 1418 番地)         | 大字菰野の一部(菰野第三区)、宝永台、大字福村、大字宿野、大字神森   |
| 第 3<br>投票区 | <b>鵜川原地区コミュニティセンター</b><br>(菰野町大字下村 1840 番地)        | 大字大強原、大字下村、大字川北、大字池底、大字吉沢、大字諏訪  |
| 第 4<br>投票区 | <b>竹永地区コミュニティセンター</b><br>(菰野町大字竹成 4436 番地)         | 大字竹成、大字永井   |
| 第 5<br>投票区 | <b>朝上地区コミュニティセンター</b><br>(菰野町大字田光 4291 番地)         | 大字田光の一部(第 6 投票区の区域以外の区域)、大字杉谷、大字榊の一部(第 6 投票区の区域以外の区域)、大字田口新田の一部(日丘)、大字田口の一部(第 6 投票区の区域以外の区域)、大字切畑、大字根の平 |
| 第 6<br>投票区 | <b>小島地区集落センター</b><br>(菰野町大字小島 1687 番地 1)           | 大字田光の一部(美山)、大字榊の一部(松濤園)、大字小島、大字田口新田の一部(第 5 投票区の区域以外の区域)、大字田口の一部(美山)                                     |
| 第 7<br>投票区 | <b>菰野町農村環境改善センター</b><br>(菰野町大字潤田 4418 番地)          | 大字千草の一部(第 1 投票区の区域以外の区域)、大字潤田、大字音羽  |
| 第 8<br>投票区 | <b>菰野町立菰野保育園</b><br>(菰野町大字菰野 2098 番地)              | 大字菰野の一部(菰野第一区、菰野第二区)、初若の郷   |

## 4 期日前投票

投票日の当日、仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務がある等、一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票を行うことができる期間、場所については、次のとおりです。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 期 間             | 平成 19 年 7 月 13 日(金)から<br>平成 19 年 7 月 28 日(土)まで |
|                 | 時間は、 午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで                    |
| 場 所<br>(期日前投票所) | 菰野町役場 2 階(第 206・207 会議室)<br>(菰野町大字潤田 1250 番地)  |

## 5 不在者投票

- (1) 投票日の当日、仕事や学業などで遠隔地に滞在している方は、事前に菰野町選挙管理委員会に投票用紙の請求をすることにより、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。
- (2) 都道府県が指定する不在者投票指定施設(病院、老人ホーム等)に入院・入所中の方は、当該施設において不在者投票を行うことができます。不在者投票をされる方は当該施設の病院長・施設長等に、その旨を申し出てください。
- (3) 身体障害者手帳等を持ち、その障害の程度が次の要件に該当し、投票所へ行けない方は、郵便による投票を行うことができます(あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは選挙管理委員会まで お問い合わせください)。

| 身体障害者手帳 | 障 害 名                    | 障害の程度 |     |     |
|---------|--------------------------|-------|-----|-----|
|         |                          | 1 級   | 2 級 | 3 級 |
|         | 両下肢、体幹、移動機能の障害           |       |     |     |
|         | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 |       | -   |     |
|         | 免疫の障害                    |       |     |     |

| 戦傷病者手帳 | 障 害 名                    | 障害の程度    |          |          |          |
|--------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
|        |                          | 特別<br>項症 | 第1<br>項症 | 第2<br>項症 | 第3<br>項症 |
|        | 両下肢、体幹の障害                |          |          |          |          |
|        | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 |          |          |          |          |

|            |         |
|------------|---------|
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 |
|            | 「要介護5」  |

**代理記載制度** 郵便による投票を行うことができる方で、かつ、次の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。

| 身体障害者手帳 | 障 害 名    | 障害の程度 |
|---------|----------|-------|
|         |          | 1級    |
|         | 上肢、視覚の障害 |       |

| 戦傷病者手帳 | 障 害 名    | 障害の程度    |          |          |
|--------|----------|----------|----------|----------|
|        |          | 特別<br>項症 | 第1<br>項症 | 第2<br>項症 |
|        | 上肢、視覚の障害 |          |          |          |

## 6 開 票

開票の日時、場所については、次のとおりです。開票の状況については、『防災行政無線での放送』及び『町ホームページへの掲載』によりお知らせします。

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 日 時 | 平成19年7月29日(日)<br>午後9時15分から      |
| 場 所 | 菰野町体育センター<br>(菰野町大字福村 871 番地 3) |

## 7 「在外選挙制度」が変わりました。

これまで、在外選挙においては、衆議院議員及び参議院議員の『比例代表選挙』のみの投票でしたが、今回の参議院議員通常選挙から、『選挙区選挙』についても投票できるようになりました。

|           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| 今回投票できる選挙 | 参議院議員<br>通常選挙 | 比例代表選挙        |
|           |               | 選挙区選挙(三重県選挙区) |

大切な一票です 棄権することなく、ぜひ投票しましょう

選挙の  
めいすいくん

明るい選挙のイメージキャラクター



菰野町選挙管理委員会  
菰野町明るい選挙推進協議会